

会議録

【開催概要】

会議名称	第28回泉大津市子ども・子育て会議
開催日時	令和7年11月6日（木）午後2時～午後3時20分
開催場所	泉大津市役所 3階大会議室
出席委員 (敬称略、 順不同)	長瀬委員（会長）、久委員（副会長）、大橋委員、谷委員、秋元委員、植野委員、秦委員、檀委員、納谷委員、平委員（計10名）
欠席委員	榎並委員、亀谷委員
事務局	藤原健康こども部長、鍋谷教育委員会事務局長、谷中健康こども部次長、大塚教育政策課長、中山生涯学習課長、草竹こども政策課長、向井子育て応援課長、寺田こども育成課長、藤谷指導課長、大和障がい福祉課長、末武福祉政策課参事、堀内こども政策課長補佐、永本子育て応援課長補佐、吉田こども育成課長補佐、細見こども育成課長補佐、青山生涯学習課長補佐、村田こども政策課統括主査
会議次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 案 件</p> <p> (1) 泉大津市の子育て環境の現状について</p> <p> (2) 5歳児健康診査の実施について</p> <p> (3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について</p> <p>3. 報 告</p> <p> (1) 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗について</p> <p> (2) 仲よし学級の民間委託について</p> <p>4. 閉 会</p>
会議資料	<p>【配付資料】</p> <p>資料1 泉大津市の子育て環境の現状について</p> <p>資料2 5歳児健康診査の実施について</p> <p>資料3-1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について</p> <p>資料3-2 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制 (代用計画)</p> <p>資料3-3 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について（代用計画）</p> <p>資料4 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗状況について（報告）</p> <p>資料5 仲よし学級の民間委託について（報告）</p>
公開／非公開	公開
傍聴者	3名
その他の必要事項	なし

【議事要旨】

	<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none">・会議成立要件の確認（委員 12 名中 10 名が出席のため成立）・藤原健康こども部長より挨拶。
	<p>2. 案件</p>
	<p>(1) 泉大津市の子育て環境の現状について</p>
会長	◇事務局は案件(1)について説明してください。
事務局	●資料 1 に基づき、事務局から説明（こども政策課）
会長	◇では今の件につきまして、ご意見ご質問はありますでしょうか。特にないようですが、案件(2)について事務局から説明をお願いします。
	<p>(2) 5歳児健康診査の実施について</p>
事務局	●資料 2 に基づき、事務局から説明（子育て応援課）
会長	◇5歳児健康診査の実施についてご説明がございましたが、何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。
委員	◇この5歳児健康診査の対象というのは5歳児のお子さん全員ということで、よろしいでしょうか。
事務局	●はい。5歳児全員を対象にしており、年中の子どもさんに当たります。
委員	◇参加は任意ですか。それとも1歳半健診みたいに、来なかつたら連絡してきてもらうという形でしょうか。
事務局	●同じような感じで基本的には全員案内して、皆さん受診していただきたいところですけれど、どうしても会えない場合は連絡をして、後日受診していただいたら訪問したりということを予定しております。
会長	◇全員ということですが、この集団指導、集団での行動観察は来ていただいて行うことになりますか。それとも、園が仲介をしてということでしょうか。
事務局	●集団の観察につきましては保健センターで実施し、その中で観察いたします。
会長	◇ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。
委員	◇5歳児健診につきまして、大変待ち望んでいたことであります、感謝申し上げたいと思います。今回は実施内容、健診内容を記載いただいているんですが、就学先との連携であったり、適切な学びの場所の教育関係の皆様との相談とか、あと、保

護者の皆様の、子どもの様子の共通理解を持つであったりとか、保護者さんのご相談など、そういった先を見据えた対応は、どんなふうにお考えかを聞かせていただきたいです。よろしくお願ひします。

会長

◇今、質問がございましたが、このことを就学につなげるとか、関係機関との連携なり相談というのはどのようにお考えでしょうか。

事務局

●現在教育委員会とも情報共有を図っているところでございまして、引き続き教育委員会とも連携を図りながら、進めて参りたいと思います。

委員

◇学校の中で、これまで就学時健診が行われていたと思うのですが、違った視点で、子どもの発達という視点で、多方面からいろんな方の目で見た上での進学先のご提案をいただけた方が、その先を見据えたお子様や保護者の方の安心、安全、安定にも繋がるかと思いますので、連携の方していただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

会長

◇ぜひ、ご要望も反映していただいて、色々な面からお子さんを見ていただいて、本人にとって最も良い学びの機会の保証へと教育委員会と連携して進めていただければと思います。他のみなさん、どうでしょうか。

委員

◇この集団指導というのは、園から行くのでしょうか。それとも個人に案内が来る形でしょうか。

事務局

●個人に案内が来て個人で来ていただきます。

副会長

◇先ほど委員のご意見の延長になると思うのですが、就学直前になりますので、小学校で様々なケアが必要な場合はそこへ繋いでいただいて、うまく地元の小学校で受け入れてもらえる体制づくりに繋がっていくと、この時期に行う意味がもっとアップすると思いますので、またよろしくお願ひします。

会長

◇確認のために、もう1点だけ。発達相談、栄養相談、歯科相談等を、必要に応じては行うということですが、園とか家庭から挙がってきている事案とかであって、こういうことに注意をして、審査もしていくというような何か項目が挙がっていたりしますか。もちろん全般的なことをした上でだと思うんですが、子どもの育ちで気になってることで挙がってきてることとかありますでしょうか。

事務局

●今のところは把握してないです。

会長

◇コロナ禍以降、発達が全体に半年から1年ぐらいゆっくりになってるんじゃないかというような話も挙がってきてますので、もしかすると、従来の基準をきちんと持った上で、審査していただきますが、個々の状態や全体の傾向も掴んでいただいて、保育や教育の行政に繋げてもらったらと思います。これは細かなデータに基づいてではないのですが、保育の現場では、半年から1年ぐらい発達がゆっくりになってるのではないかというような声も挙がっていますので、また、保育士さん等のお力も借りながら見ていただくと、より良くなると思います。せつか

く始める所以です、支援の必要なお子さんだけでなく、全体傾向を掴んでいただきたいと思います。お願ひします。

他の方よろしいですか。では、この5歳児健康診査に関しては、令和8年4月から実施ということで、よろしくお願ひいたします。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

会長

◇はい。では、案件(3)に参ります。こちら、ご存じの方も多いと思いますので、いろいろなご意見を聞かせていただければと思います。乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」について事務局からご説明お願ひいたします。

事務局

●資料3-1, 3-2, 3-3に基づき、事務局から説明（こども育成課）

会長

◇本件につきまして、開始となるのは、全国一斉に令和8年度からとなります、本市が実施をしていくにあたって、まだまだ分かりにくいところがあるかと思いますので、ご質問いただきながら、趣旨も理解しつつ進めていきたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

委員

◇利用対象児が生後6ヶ月から満3歳未満なんですけども、私は今、7ヶ月の子どもがいますが、一時保育で預けようと思うと、小さい赤ちゃんは1人につき保育士1人必要と言われ、そのため早めに言ってくださいと言われたのですが、やはり仕事をしているお母さんが優先と言われたんです。私は今、育児休業中なのですが、子どもが3人おり、育児疲れで一時預かりしたいと思った時に、仕事をしてお母さんたちで保育所に入れていない子どもを優先されるとなると、保育士さんの確保はちゃんとされるのかと不安な部分があります。いかがでしょうか。

会長

◇おそらく一番皆さんが懸念される、特に1歳未満のお子さんなどの場合に、経験のある保育士がちゃんとついて安全に見ていただけるのかということが一番ご心配なところだと思います。担当する保育士の確保の見通しといったことも含めていかがでしょうか。

事務局

●おっしゃるように、今様々な分野において保育士の確保というのが急務になっております。一時預かりにつきましても、なかなか保育士が確保できなくて、ご不便をかけているというところは聞き及んでいるところでございます。新たな制度ですので、当然その一時預かりとは別の保育士の確保というところが必要になってきます。ただ、本市においては待機児童が発生しているという現状もございますので、そこを痛めず新たな保育士をというところを、働き方であるとか、この制度自体が、経験のある保育士をという趣旨の制度でございますので、その掘り起こしにつきましては、今検討段階ではありますが、極力、経験のある保育士を多く確保していきたいと考えているところでございます。

会長

◇今少し出ましたが有資格者でお勤めしてらっしゃらない潜在保育士についても、何らかの働きかけだったり、待遇の検討をなさっていらっしゃるのでしょうか。

事務局

●待遇の部分につきましては、その他の保育士もおりますので、法律で実施するに

あたっては、そこに差をつけるのは難しいと思います。ただ制度の実施自体が、広く時間を制限されていないため、通常の園の開園であれば午前7時～午後7時という定めがありますが、そこは柔軟に対応できると思いますので、様々な働き方を希望される保育士の掘り起こしについて活用していきたいと考えています。

会長 ◇多方面からよろしくご検討お願ひいたします。

委員 ◇利用対象になる方と、利用の方法のイメージをお聞きしたいのですが、まず利用対象については、例えば、お子さんが2人いて、上のお子さんが認定こども園に通っています。下のお子さんは育休中で、お母さんが見ています。そういう方も、例えばその認定こども園が「こども誰でも通園制度」やっていたら、そこで利用ができるのでしょうか。あと月10時間まで利用可能枠があるということですが、例えば1日10時間で利用するパターンもあれば、1日1時間で10日利用するような、自由に設定できるのか、そのあたりをお伺いできればと思います。

事務局 ●利用対象児の部分ですね。上に認定こども園に通ってるお子さんがいる場合ですが、あくまで対象児での判断になりますので、今おっしゃられたような育休中で下のお子さんがどこにも所属がないという場合は、対象になります。その園で「誰でも通園制度」を実施されるということであれば、利用状況等にもよりますが、ご利用いただけるということになります。
利用方法の10時間の枠というところですが、国の示してあるイメージでいうと、2時間の月5日、週1回みたいなモデルケースもあるんですが、ここにつきましては、市町村ないし民間で実施していただく事業者の方で設定するということになるかと思います。今先行して実施している自治体で見てみると、4時間とか、給食ありなしみたいな運用されているところもありますので、そこは事業者が最終的には決めていくという形になります。

会長 ◇対象の幼児に関しては、子どもごとになりますね。1家庭ではないので、お2人おられたら、それぞれということですよね。それぞれが10時間以内でっていうことになりますので、一緒に連れてくるのか、それぞれなのか子ども個人1人ずつということで、対象になるんですね。
先ほどおっしゃられた週1回通園のようなイメージで、1日2.5時間かける4回というモデルケースも出ていますが、確定したものではないので、各自治体や実施してくださる園がどう開設するかで決まってくるということですね。

委員 ◇ちなみにこの利用された方が負担する料金はかかるんでしょうか。

事務局 ●まだ国の方で正式な示しがございませんが、先行実施してるとこでいうと1時間300円とかそういう金額でご負担いただいているような状況ですので、ある程度、利用者の方にご負担いただく部分と、国からの給付制度でございますので、当然300円では人件費相当賄えないで不足部分は給付費で、事業者さんにお支払いをさせていただくという形になりますね。

会長 ◇利用対象児のこと、利用方法、そして、必要な経費についてご質問いただきました。他の部分についていかがでしょうか。

委員	◇利用率の見込みを策定されているところですが、令和8年は14%、令和9年19%と予想されているのですが、これはどのような数字で予想されているのか知りたいです。これで見込みを算出して、実際に足りるのかというところを多分決められると思うんですけども、お聞きしたいです。
事務局	●今おっしゃられたのが、資料3-2の代用計画の表のことです。利用率のところ、上から3段目にございまして、それぞれ0歳児が、例えば令和8年4月1日現在25.4%、1・2歳児が8.1%で平均が14%ということでこの根拠の部分でございます。まだ始まってない制度ということで、この代用計画策定するにあたって個々の利用率の設定というのが、非常に各市ともに悩むところでございました。本市におきましては、第三期子ども未来プラン策定時のアンケートにおいて、「こども誰でも通園制度」の実施を見据えた上で、アンケートをとっている項目がございます。具体的なアンケート内容は、保育所認定こども園などを、現在どれぐらい使用していますかという点と、希望としてはどれぐらいの利用をしたいですかというところを、今回、「こども誰でも通園制度」を見据えた設定としてアンケート実施をして参りました。母数のところもあるので、ぶれは出てきてしまうのですが、概ね利用の日数ですが、1日から31日までの期間で、それぞれ各日数でアンケート調査をとったところ、20日が当然一番多いです。20日となると定期利用で、保育所園所を利用するもしくは利用を希望するという状況になりますので、アンケートの中で、19日未満の方を抽出して参りました。「こども誰でも通園制度」は月10時間ということなので、物理的に10日を超えることはできないですが、希望の中で、一時預かりやおやこ広場など様々な利用も、一定加味されるということなので、20日未満ということは、要はその短時間利用を決まってその園に通おうという対象ではないと判断いたしまして、それぞれの数を出しました。なお、本市のアンケートにおきましては、0歳児と1・2歳児が同じ枠の中でということでしたので、それぞれそこで出てきたパーセンテージが0歳児25.4%、1・2歳児8.1%でしたので、一旦この数字を採用いたしました。他市の代用計画も参考にさせていただき、年々制度が広まっていくと、利用率は拡大していくところを見越した上で、5%ずつ本市においては上昇していくであろうということで第三期の期間中におけるそれぞれの年度の利用率というのを算定したところでございます。
委員	◇やはり「誰でも」ということになれば、非常に利用ニーズが高いといいますか、様々な課題を持った子どもたちが利用することも多くなってくると思うんです。それにはやはり、職員の確保、同時に、専門性の高い職員が必要になってくると思います。今、少子化で、短大の統廃合とか、職員を採用するのに厳しい状況があるのは分かっているのですが、職員が学べる職場であるとか、研修体制が整っているとかそういうところが大事になってくると思います。こちらもおやこ広場の運営をしているのですが、近所の主婦の方にパートで長年勤めていただいているんですが、非常にその方の専門性が高いと感じています。だから、そういう学べる職場・研修体制を考えていくというのは、自治体としては求められているところではないかなと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。
事務局	●研修体制という点につきましては来年度からの制度で、国も、大阪府もまだ準備

が整っていないというのが現状ございます。ただ、やはりその経験のある保育士となると、追加で研修を受けていただくというところも、必要となってくるかと思いますので、まずは大阪府の中で、そういう研修の実施については、位置付けはされていたかと思いますので、そこを求めつつ、不足する部分については市の方でも今後検討していきたいとは考えているところでございます。

会長

◇今、委員がおっしゃられた通り「誰でも」となりますと、多様な、年齢的にも、かなりの配慮が必要なことに加えて、その日に来てすぐその日に対応しないといけない、継続的に来るわけではないという中での保育者全体としての専門性プラスそういう特異な状況での専門性を、研修でしっかりと身につけていただきたい、日々違う子どもが来ても安心できる対応をしていただけるということが必要だと思いますので、ぜひ大阪府とも連携をして、必要な対応ができるようにお願いしたいと思います。実施をするにあたって保育現場自体が不安になってはいけませんので、先ほどの人数の確保プラス、そのことに対応できる体制や内容をぜひ検討事項に入れていただきたいと思います。

副会長

◇国は良い制度を作ってくださったのですが非常に難しいという感じはします。利用ニーズが不安定なところを、どう臨機応変に対応するというとても難しい運用になると思います。先ほどのまでは多様な働き方で人材をどう確保するかという話が出ましたけれど、全国一斉に始まりますので人材の取り合いになってくると思うのですが、今ネットでこういう専門職の求人サイトが出てきますが、そういうところはうまく使われるのかということと、それとこういう不安定な利用ニーズに対応するためにも、ネットを使いながら、明日は何名欲しいというのが、ずっとできるシステムができると、一番使い勝手がいいと思うのですが、その辺りのシステム構築とか、ネット活用とかはどういう状況でしょうか。

事務局

●はい、人材確保の面で様々な方法でというところで、ネットでの活用など様々な方法があるのは承知しております。ただ一方で、いわゆる隙間バイトなどはなかなか保育士の部分は、使ってはいけないというのが、こども家庭庁からの通知も来ていて非常に悩ましい。今言われるように、明日来てくれるというような方をどう募集していくかというところが、質の確保であるとか同じ先生が来ただけるというような環境の部分での整備も必要となってくると思いますので、ネットでの活用を、どう生かしていくかは、今後検討していきたい。今は、あくまでも公立でとなりますと、ハローワークでの募集など、そういう部分での活用となってきて、当然その部分をインターネットで閲覧などもできる状況になっているので、そういう媒体を使って応募される方もいらっしゃるんすけれども、もう少し広く、保育士の方、潜在的な保育士の方に届く方法については、ネットの活用も含めて検討して参りたいと考えております。

副会長

◇国もなかなかシビアなことをおっしゃってるなど、現場としては非常に大変だろうなと思うんですけれど。職種を限定しないオープンサイトではなく、一定のセミクローズドみたいな形でのサイトを独自に作っていただくとか、或いは、すぐに誰かが駆けつけないといけないということであれば、やはり一定のストックがないと、なかなか臨機応変に行けないですよね。それぞれの園の規模よりも、もう少し集まって、一定の分母があった方がそういう対応ができそうな気もするの

で、市全体としてのネットワークみたいな中から人材がうまく供給できるような、そんなシステム構築が、できたらいいなと期待しておりますので、またご検討いただければと思います。

会長

◇ぜひ難しいことではありますが、確保をちょっと多めにし、市内のどこでもできるとかそういうことも含めて考えていただければと思います。

おそらく市民の方が一番迷われるのが、一時保育とどう違うのかということだと思いますので、そのあたりの説明を。名目上は、一時預かりは保護者支援の側面、「こども誰でも通園制度」は子ども自身の発達、と分けてはいますが、保護者にとってはほとんどわからないことですので、金額や利用のしやすさで決めるのかもしれません、新しい制度がこれまでの一時預かりとどう違うのか、周知も含めてお願いしたいと思います。定期的ではない利用の子どもたちが、どう過ごすのか、子どもたちのそこで過ごし方、対応していただく保育者の力量がとても大きいですけれど、どんな場所でどんな保育内容を受けることができるのかといったことも、改めてしっかりと説明して、その時間をそこで過ごすことが、発達に繋がるということをお話いただける制度にしていただきたいと思っています。初めて始まることで、どの自治体も悩んでいることですので、すぐに答えが出るとは思っていないですが、各委員の方がおっしゃっていただいた懸念であったり、要望であったり、今出ましたご意見もご参考にいただければと思っています。

案件については、よろしいですか。また、まとまってきたら、会議の方にもご提案いただくことになると思いますので、またそれまでの期間に何かありましたら、行政の方にお伝えしておいてください。

3. 報告

(1) 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗について

会長

◇では、審議事項はこれで終了いたしましたが、続いて報告事項に入らせていただきたいと思います。では報告の(1)、泉大津市就学前教育保育施設再編、再編実施計画の進捗について、事務局からお話しください。

事務局

●資料4に基づき、事務局から報告（こども育成課）

会長

◇ただいまのご説明につきまして、何かご質問やご意見ございませんでしょうか。

委員

◇要保育所が今の定員数100人になっているのですが、穴師幼稚園の定員数は分からぬのですが、穴師幼稚園と要保育所を足して105人となると、今の要保育所で100人ですので、それはもう2号3号定員が減らされてということになりますが、待機児童解消というところが不安なのですがどうなのかというところと、今の現地建て替えということは園庭に新しい建て替えを行うのですかね。子どもたちの遊び場はどうなるのかなと不安なところがあります。

事務局

●はい。1つ目の定員についてでございますが、おっしゃる通り、既存の現在の時点での定員から考えますと、少なく思われると認識しております。ただ、全国的

なトレンドでもそうですし本市においても、少子化というものは、考えないといけないところでございまして、そのあたりを勘案しながら、これから決定いたします事業者との提案については協議して、しっかり決定して参りたいと考えております。2つ目、現地建て替えのことですが、現状、園舎建て替えを予定しておりますと、例えば、仮園舎の建設などを今の園庭にキャパシティがあるのか不安に思われるところと認識しております。現在、この民営化の事業者募集をしておりますが、例えば仮園舎の不安を解消するための対策として、隣接します要池児童公園に仮園舎を建設することも選択肢の1つとしておりますし、他の可能性もご提案の中で可能としておりますので、その辺りも考慮しながら、建て替えができるよう努めて参りたいと思いますのでご理解いただけますようお願いいたします。

事務局

●追加で補足をさせていただきますが、定員のところで申し上げますと、要保育所の100名の定員、今のゼロ歳が6名、1歳が8名、2歳が18名なんですね。0歳、1歳の数は減らしていません。2歳は3歳に上がるところで、少々落ちてはいるんですけども、全体として低年齢児の定員を減らして、全体をまかなっているというわけではございませんので、全体の中で、考えていっているというところで、ご理解いただけたらと思います。

会長

◇ありがとうございました。今の定員との比較で考えても、0・1・2歳の保育ニーズの高いところに関しては、減らすことではなく、むしろ、手厚くしているということで報告ありました。

他の点いかがでしょうか。先ほどのご質問に合わせて申し上げますと、確かに現地での建て替えというのは子どもたちの安全性と遊び、活動の確保という点で、非常に懸念があるんですが、同時に、仮園舎の、建設・取り壊しというのが大変経営負担になっていて、事業者さんにとっては、手を挙げにくいという状況になってしまふと難しいですので、そのあたりよくご相談いただいて、子どもの立場に立てば、できるだけ園庭等があって、活動が保障されるのがいいということは十分分かっているのですが、以前では考えられないほどの建築費の高騰があると聞いてますので、事業者さんとよくお話をいただいて、無理のない形で進めていただけますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

委員

◇新しく運営が変わるとと思うのですが、先生方は、今までの要保育所に勤められた先生がそのまま残るという感じになるんでしょうか。

事務局

●はい。基本的には、民営化後は新しい事業者さんでの運営になります。ただ、以前行いました保護者説明会などでも、今の公立園の先生方がいなくなることはないようというご意見もいただきましたので、そのあたり、既存の勤務されている保育士、先生方とも協議しながら、ニーズも把握しながら、令和10年以降の民営化での体制をどうするか考えて参りたいと思っております。

会長

◇ありがとうございました。そこも民営化にとってとても重大なところですので。他の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、今、出していただきました懸念事項やご要望についてもご検討いただいて、良い形での民営化に進めてい

ただければと思います。

(2) 仲良し学級の民間委託について

会長

◇では、報告の2つ目にいきます。仲良し学級の民間委託についてのご説明をお願いいたします。

事務局

●資料5に基づき、事務局から報告。(生涯学習課)

会長

◇こちらの説明につきましても、何かご質問ご意見ございませんか。

私の方で2点ほど確認してもよろしいでしょうか。まず、そもそもの設定としては、今、8校19クラス実施しているものをすべて1事業者が8ヶ所で運営するということでおよしかったでしょうか。

事務局

●はい。すべて民間委託、すべて1事業者が受託して実施していただく形になります。

会長

◇例えば半分ずつとかではなくて、8学校に関して全部1事業者が行うということですね。委託の期間は、今5年分予算が上げられていますが、5年契約ということでしょうか。

事務局

●委託の期間としましては、令和8年度から令和12年度までの5年間の長期契約になっております。

会長

◇途中何か点検とか、他で言う監査など、委託期間中に行われるのでしょうか。

事務局

●委託期間中につきましては委託の際の仕様書の内容や企画提案書の内容が着実に実施されてるかどうか、担当課がすべて管理監督を行う予定であります。

会長

◇はい。ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。

委員

◇すいません、2点お伺いしたいんですけども、まず1点が指導員さんの配置ですね。お子さんの数に、対して、1人配置とか基準があれば教えていただきたいのと、オンラインコンテンツの充実というのを書かれていますが、これは子どもたちに対して教育的なプログラムをオンラインで提供するものなのか、何か手続き的なものなのか。お分かりの範囲で教えていただければと思います。

事務局

●指導員の配置についてですが、国の基準では1クラス児童数が40名から45名程度となっているんですが、その1クラスにつき指導員及び補助の1名ずつ、合計2名の配置という形で定められております。またオンラインコンテンツについてですが、仲良し学級に通っている児童が、仲良し学級で過ごす間にオンラインを活用して学べるようなコンテンツが、充実を図れるものと考えております。

会長

◇他の方いかがでしょうか。ご質問とかご意見ございませんか。

副会長	<p>◇民間委託という、それはそれでいいと思うんですが、ある意味残念だなと思うことがあります。大阪市も10年ほど前に、仲良し学級の民間委託をしたのですが、その時、私が社会教育委員をやってまして、一方その地域のまちづくり協議会の立ち上げ応援もしてましたので、できたら各小学校区ごとに、地域のまちづくり協議会が受けていただいて、やれないだろうかというご提案を申し上げました。今、民間が取ってるところの方が大半なんですけれど、いくつかはまちづくり協議会が取っているんですね。そうなってくると、色々な良いことが起こっていて、その地域の方々が地域の子どもの面倒を見るということになりますので、顔が見える関係で仲良し学級が回せてるんですね。それから地域コミュニティは人材のお顔も見えてますから、こういう人がふさわしいんじゃないかという方にお願いして入ってもらえてます。さらに言うならばコミュニティビジネス的な観点ではお金が地域に落ちていくわけですから、コミュニティの経済的自立も促されるわけですね。今まで無償ボランティアで地域活動を頑張っていただいた方々に対して、給与が発生して回せるようになってくることで、この地域の経済循環も含めて、いいことだらけなんですね。そういう意味でいうと、まちづくり協議会がしっかりと運営ができ、こういう委託事業も取れるようにしていただきたいと思いますので、次の再募集の時は、まちづくり協議会が手を挙げ、民間事業者と勝負ができる形で募集の仕方を考えいただければ嬉しいなと思っています。先ほど言いましたように幾つか大阪市内では、地域のまちづくり協議会がとっていますけども、とてもいい循環が起こっていますので、泉大津もそうなって欲しいなと思うし、本当は旭小学校から始まったので、旭小学校区のまちづくり協議会が手を挙げてモデルを作っていただいたら一番よかったと思います。再委託の際には、そういうことも考えていただければと思います。システム的に動かそうと思ったら、人材派遣会社が得意なんですね。そうすると、一定の本社経費はそこに吸い上げられてしまって、泉大津の税金が他市に移ってしまうということになるので、とてももったいないし、全体的な責任は持ってくれると思いますが、人材派遣会社の人が短期に雇った人に行っていただくという形になりがちなので、そこもどうなのかなという気がするので、そのあたり次の募集時期には考えていただければ嬉しいなと思います。話が逸ますが、先ほど別の委員から就学前のお話がありましたけれど、地域コミュニティが頑張ってとても面白くやっていると思うのが、大阪市東淀川区の新庄地域です。新庄地域は10数年前から、地域の自治会が2月ぐらいに障がい児をお持ちの親御さんに集まつていただいて、すでに小学校に通っている障がい児の親御さんと、意見交換できる場所を作ってくださってるんです。そうすると地元の先輩の話が聞けますので、安心して小学校に通われるという状況を自治会が作ってくれてるんですね。そのような形で、地域コミュニティと一緒にやっていたらと、いろいろいいことが起こってきますので、子育ての分野の方々も、地域コミュニティの実力アップも含めて、何か一緒に考えていただくとより良い方向に行くんじゃないかなと期待しておりますので、またよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>●はい。また5年後の再委託の際までには、今おっしゃっていただいたご意見につきましても、検討していきたいなと考えております。</p>
会長	<p>◇他の方いかがでしょうか。では、これで報告についても、説明が終わったかと思います。それでは、これで以上となります。事務局から他に何かありましたらお</p>

	願いいたします。
事務局	<p>●ありがとうございます。次回の子ども・子育て会議に関して現時点では開催日程は決まっておりません。ただし新たに議案等、ご審議いただく内容がございましたら、速やかに委員の皆様にご連絡を申し上げますので、その際にはご出席くださいますようお願い申し上げます。また、委員の皆様の任期につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっており、本年度末をもって一旦終了となります。これまでご尽力いただいたことに深く感謝申し上げます。引き続きの委嘱手続きにつきましては、改めて実施させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、公募で委員としてご参加いただいている皆様にも感謝申し上げます。改めて、今年度内に新たに公募を予定しておりますので、今後もお力添えいただきますと幸いです。今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>◇ありがとうございます。今年度末をもって終了となります。これまでご尽力いただきましたことに加え、感謝申し上げます。また、公募委員としてご参加いただいた皆さんも本当にありがとうございました。たくさんの意見いただきまして、審議の中で反映していくことができたかと思います。また、新たな公募の折にも、お力添えをいただけますとありがたいと思います。</p> <p>では、すべての議題について終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。皆さん本当にありがとうございました。</p>
事務局	<p>●会長、ありがとうございました。これをもちまして、第28回泉大津市子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。</p> <p>4, 閉会</p>

以上